

## 指定避難所運営における本市の責任の考え方と事案の例について

### 1 基本的な考え方

指定避難所は、区長が指定、開設するものであり、自主防災会等の御協力のもと、避難所運営マニュアルに沿って運営を行うため、運営上の活動で生じた損害に関する責任は、原則として、本市に帰するものである。

しかし、故意による場合など、行為者に責任を問うべきケースもあり、ケースごとに判断せざるを得ない。

### 2 本市の責任となる事案の例

- ① 指定避難所の手すりに不具合があり、避難者が転倒・負傷した。不具合について、避難者への周知等をしていなかった。
  - ② 指定避難所の老朽化した物品を、避難者が通常の方法で使用していたところ破損し、結果、負傷した。
  - ③ 指定避難所の運営に必要な物品を運搬する際に、扉にぶつかり、扉を破損した。
  - ④ 本市の依頼により提供された食材により、食中毒が発生した。
- ※ いずれの事案も、事情や状況等を個別に検証する必要あり。